



初診に関する「保険外併用療養費 (選定療養)」について

当院では、他の医療機関からの紹介状を持たず、
初診で受診される場合、保険診療の初診料とは別に、
初診にかかる保険外併用療養費として

平成23年10月1日以降、

**1,500円（別途消費税がかかります）を
ご負担いただいております。**

※過去に土谷総合病院への受診歴がある場合でも、治療を中止
又は治癒した後に来院される場合も初診扱いとなる場合が
ございます。

ただし、紹介状をお持ちでなくても、次に該当される場合は、
ご負担いたしません。

・公費負担医療制度の受給対象者

(結核医療、生活保護法、更生医療、育成医療、原爆認定医療、
原爆一般医療、養育医療、中国残留邦人、肝炎治療特別促進事業、
特定疾患など、小児慢性特定疾患、児童福祉施設措置医療等)

・今回受診する診療科は初めてであるが、別の診療科に通院中の場合

・救急車で搬送され、救急診療を必要とされた場合

ご不明な点がございましたら、初診受付にお尋ねください。